# 用語説明(50音順)

# 【ア行】

## 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」: 第1章※13

令和元(2019)年4月公布、5月施行。日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化が置かれている状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、アイヌの施策の推進に関し、基本理念、国等の責務、政府による基本方針の策定等について定めることにより、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としています。

#### 「秋のこどもまんなか月間」: 第4章-3※19

こども家庭庁では、11月を「秋のこどもまんなか月間」と位置づけ、国はもちろん全国各地で集中的な広報・啓発活動を行っています。また、児童虐待防止に関しては、子どもへの虐待のない社会の実現を目指す市民運動「オレンジリボン児童虐待防止推進キャンペーン」も行われています。この運動は、子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、子ども虐待をなくすことを呼びかける市民運動です。児童虐待防止全国ネットワークでは、オレンジリボン児童虐待防止推進キャンペーンを通して子ども虐待の現状を伝え、多くの方に子ども虐待の問題に関心を持っていただき、市民のネットワークにより、虐待のない社会を築くことを目指しています。

#### 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約):第4章-7※1

昭和 40 (1965) 年 12 月 21 日、国連採択。日本は平成 7 (1995) 年 12 月に批准、翌平成 8 (1996) 年 1 月 14 日に発効。この条約でいう「人種差別」とは、人種・皮膚の色・世系 (descent:出生によって決定される社会的地位や身分)・民族的または種族的出身 (origin) に基づく区別や除外、制約や優先であって、政治・経済・社会・文化その他の公的な生活の分野で、人権と基本的自由の平等の立場での承認や享有や行使を無効にしたり害する目的や効果を持つものを意味しています。

この条約の履行を確保するため、締約国は種々の国内措置をとっており、また「人種差別撤廃委員会」という国際機関を設置しています。この委員会は、締約国の報告を審議し、異議申立てを受理するほか、一定の条件で、個人や団体の申立ても受理し、審理することができるようになっています。

#### 「育児・介護休業法」: 第4章-2※15

正式な名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。平成4 (1992)年「育児休業法」を施行し、平成7 (1995)年同法全面施行。同法を大幅改正し、平成11 (1999)年「育児・介護休業法」施行。労働者の仕事と育児・介護との両立を支援するため、育児休業・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児短時間勤務制度、介護短時間勤務制度等の措置、育児のための所定外労働の制限、育児・介護のための法定時間外労働及び深夜業の制限等について定めています。令和4 (2022)年にも産後パパ育休(出生育児休業)の創設など大きな改正があり、直近で

#### 参考資料:用語説明(50音順)

は令和5 (2023) 年4月に改正・施行され、従業員1,000人以上の企業に、男性従業員の育児休業等の取得状況についての公表が義務付けられました。

#### 「いじめの防止等のための基本的な方針」(国のいじめ防止基本方針):第4章-3※7

平成25(2013)年10月策定、平成29(2017)年3月改定。いじめ問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定された、地方公共団体や学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めています。

#### 「いじめ防止対策推進法」: 第4章-3※6

平成25 (2013) 年6月公布・同年9月施行。この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めています。

#### 「インクルーシブ教育システム」: 第4章-5※12

「障害者の権利に関する条約」(平成 18 (2006) 年、国連採択)第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳:包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであると述べられています。

#### 「インフォームド・コンセント」: 第2章※11

説明と同意のことで、医師は患者に対して、受ける治療内容の方法や意味、効果、危険性、その後の予想や治療に必要な費用について、十分かつ、わかりやすく説明する義務があると言われています。また、その時、患者は自分の身体の中でどのようなことが起こっているのかを知る権利があり、医師から十分な説明を受けて、疑問を解消し、納得した上で治療を受けることに同意することを併せて言います。

#### 「エイズ予防法」: 第4章-6※G

正式名称は、「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」。平成元(1989)年1月公布・同年2月施行。後天性免疫不全症候群(エイズ)の予防及び後天性免疫不全症候群患者に対する適正な医療の普及を図ることによって、後天性免疫不全症候群が個人的にも社会的にも害を及ぼすことを防止し、もって公共の福祉を増進することを目的として制定された法律です。なお、この法律は、平成11(1999)年に廃止されています。

#### 「HIV」: 第4章-6※1

HIV (Human Immunodeficiency Virus: ヒト免疫不全ウイルス)。エイズ (後天性免疫不全症候群) の原因となるウイルスで、非常に感染力の弱いウイルスです。通常の社会生活では感染者と暮らしても、まず感染することはありません。このウイルスが体のなかで増えると、体に備わっている抵抗力 (免疫) が徐々になくなり、健康なときにはかからない感染症や悪性腫瘍が引き起こされることがあります。

#### 「NGO (Nongovemmental Organization)」: 第1章※E

「非政府組織」のことであり、国連活動などで民間団体を強調するために使われてきた言い方で、NPOと同様に「非営利」であることが条件となります。なお、営利を目的としないことを強調するか、政府でないことを強調するかの違いはありますが、非営利であり、非政府であるという点では同じものを指しているといえます。

## 「NPO (Nonprofit Organization)」: 第1章※D

直訳すると「非営利組織(団体)」になりますが、一般的には、「一定の組織を持ち、収益事業を行っても利益配分をせずに目標達成のために再投資する『民間団体(非営利)』であり、行政のコントロールを受けず自発性と独立性がある」といった特徴を持った組織の略称です。

# 【力行】

#### 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」: 第4章ー6※3

平成10(1998)年公布・平成11(1999)年施行。従来の「伝染病予防法」「性病予防法」「エイズ 予防法」の3つの法律を統合し制定。この法律の前文では、「エイズ等の感染症の患者に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である」と明記し、患者等の人権尊重に配慮した内容になっています。

なお、同法は数回の改正を行っており、平成19(2007)年4月改正では、「結核予防法」の統合や、 人権尊重や最小限度の措置の原則を明記しています。

#### 「企業等」: 第1章※22

この基本方針で示す企業等とは、民間企業や事業所、協同組合、NPO、NGO、その他の法人や民間の団体等、あらゆる組織をさしています。

# 「(公財) 高知県国際交流協会」: 第4章-7※2

文化・情報・産業など各分野における地域の国際化を目的に、平成2 (1990) 年 11 月に設立。民間国際交流団体の中核的役割を担い、様々な国際交流の講座やイベント等の開催により、県民の国際感覚を養うとともに、外国人への差別の解消に向けた啓発を行っています。

# 「(公財) 高知県人権啓発センター」: 第2章※8

あらゆる人権に関する問題について県民の理解と認識を深め、その解決を図るための人権に関する啓発事業や講演会、県内の職場などで行われる研修等への講師派遣などを実施しています。 なお、現在、高知県立人権啓発センターの指定管理者となっています。

# 「高知家の子どもの貧困対策推進計画~厳しい環境にある子どもたちへの支援策の抜本強化~」: 第4章-3※14

平成28 (2016) 年3月策定。令和2 (2020) 年3月第2期計画策定。厳しい環境にある子どもたちの現状を検証・分析することを通じて、早急に解決すべき課題などを洗い出し、課題の解決に向けて必要となる支援策や、成果目標などを取りまとめて示しています。

#### 「高知家の子ども見守りプラン~少年非行の防止に向けた抜本強化策~」: 第4章-3※13

平成25(2013)年6月策定。少年非行の課題解決に向けて必要となる抜本的な対策や、今後の目指すべき姿などを取りまとめて示しています。

#### 「高知県いじめ防止基本方針」: 第4章-3※15

平成26年(2014)年3月「いじめ防止対策推進法」に基づき策定、平成29(2017)年10月改定。 高知県におけるいじめの防止等(いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処など)のための対策を 総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等の基本的な方向に関する事項や、県が実施する施 策に関する事項などについて、県内の市町村や市町村(学校組合)立学校を含めた県全体としての方 向性や基本的施策を示しています。

#### 「高知県いじめ問題対策連絡協議会」: 第4章-3※16

「いじめ防止対策推進法」第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、平成26(2014)年9月設置されました。委員は学校、高知県教育委員会及び市町村の教育委員会、児童相談所、高知地方法務局、高知県警察本部、その他の関係機関及び団体に属する者並びに学識経験者からなります。

#### 「『高知家』いじめ予防等プログラム」: 第4章-3※17

令和2 (2020) 年3月に作成し、高知県内のすべての学校・教員に配付しています。内容はいじめ問題の理解(定義・認知の現状等)、いじめ問題への保護者・地域・教員研修プログラム、いじめ予防等の学習プログラムの3章構成になっています。なお、令和4 (2022) 年4月に作成した追補版では子どもの SOS サインへの気づきと理解(教員研修用プログラム)、不安や悩み、ストレス対処(児童生徒を対象とした学習プログラム)、大人社会での偏見、差別、人権侵害(教員・保護者・地域用研修プログラム)、ネットいじめと情報モラルについての理解の4章構成になっています。

#### 「高知県高齢者・障害者権利擁護センター」: 第4章-4※7

高齢者やその家族からの生活や健康・介護に関する身近な心配ごとや、法律に関する専門的な相談、障害者やその家族、市町村からの権利擁護に関する相談を受け付けています。また、障害者への使用者による障害者虐待についての通報・届出の受理を行うほか、市町村に対して行う権利擁護専門家チームの派遣調整や研修会の開催など、権利擁護の取組を推進するための支援を行っています。

#### 「高知県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」: 第4章-4※4

本県における高齢者の保健福祉の向上を図るための「高齢者保健福祉計画」と、市町村の介護保険 事業計画の達成を支援するための「介護保険事業支援計画」を一体的に作成し、県の指針とする計画 です。 3年ごとに見直しを行っており、令和9 (2024) 年3月に「高知県高齢者保健福祉計画・第 9期介護保険事業支援計画」を策定しています。

#### 「高知県子ども条例」: 第4章-3※10

平成16 (2004) 年制定時は「高知県こども条例」。平成25 (2013) 年1月改正・平成25 (2013) 年4月施行。この条例は、子どもの尊厳及び権利が守られ、子どもが健やかに成長することができる環境づくりについての基本理念を定め、県、保護者、学校関係者等及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、もって全ての子どもが心豊かに成長することができる社会の実現に資することを目的としています。

#### 「高知県子どもの環境づくり推進計画」: 第4章-3※12

平成19 (2007) 年策定・平成24 (2012) 年、第二期策定・平成25 (2013) 年、高知県子ども条例改正施行により、第三期策定。平成30 (2018) 年、第四期策定。条例の目的及び基本理念を実現するための推進計画であり、13 のプランを示しています。

#### 「高知県人権教育基本方針」: 第2章※1

平成14(2002)年4月策定、令和3年2月改定(高知県教育委員会)。あらゆる教育の場で、人権 尊重の精神の涵養を目的とした教育活動に取り組む人権教育の基本方針を定めています。

#### 「高知県人権教育推進プラン」: 第2章※2

平成 15 (2003) 年 3 月策定、令和 2 (2020) 年 3 月改定版策定(高知県教教育委員会)。「高知県人権尊重の社会づくり条例」及び「高知県人権施策基本方針」、「高知県人権教育基本方針」に基づき、人権教育を基盤とした高知県の教育施策の方向性や取組を示しています。

推進プランに掲げる人権尊重の理念や具体的な取組等については、高知県の「教育等の振興に関する施策の大綱」や、高知県教育振興基本計画に位置付け、一体となって人権教育を推進しています。

#### 「高知県人権施策基本方針」: 第1章※20

平成12 (2000) 年3月策定・平成26 (2014) 年3月第1次改定・平成31 (2019) 年3月第2次 改定・令和6 (2024)年3月第3次改定。人権施策の方向性や、「同和問題」「女性」「子ども」「高齢者」 「障害者」「感染症患者等」「外国人」「犯罪被害者等」「インターネットによる人権侵害」「災害と人 権」「性的指向・性自認」などの人権課題の推進方針、具体的な取組の5か年計画等を定めています。

#### 「高知県人権施策推進委員会」: 第5章※1

委員長を知事が務める委員会で、①高知県人権施策基本方針の推進に関すること。②人権侵害に 関すること。③その他の人権施策の推進に関すること。の3つの事項を所掌しています。

#### 「高知県人権尊重の社会づくり協議会」: 第1章※19

高知県人権尊重の社会づくり条例の第6条に基づき設置したもので、関係行政機関の職員や学識 経験者で組織しており、その役割は次のとおり規定されています。

- 第6条 人権施策の推進に関し、必要に応じて重要事項を調査協議させるため、高知県人権尊重の 社会づくり協議会(以下「協議会」という。)を置く。
  - 2 知事は、前条の人権施策の基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ協議会の意見を聴く ものとする。
  - 3 協議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

#### 「高知県人権尊重の社会づくり条例」: 第1章※17

平成10(1998)年3月30日公布・4月1日施行。この条例は第1条で、「人権尊重の社会づくりについて、県、市町村、県民(県内に在住する個人並びに県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。)の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な方針に関し必要な事項を定めることにより、同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する取組を推進し、もって真に人権が尊重される明るい社会づくりに寄与することを目的とする。」と定めています。

#### 「高知県男女共同参画社会づくり条例:第4章ー2※7

平成15(2003)年12月26日制定。「男女の人権の尊重」、「制度や慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」の6つの基本理念を掲げています。

#### 「高知県DV被害者支援計画」: 第4章-2※9

平成19 (2007) 年3月策定・平成24 (2012) 年3月「第2次高知県DV被害者支援計画」策定・ 平成29 (2017) 年3月「第3次高知県DV被害者支援計画」策定。令和6 (2024) 年3月「高知県困 難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援計画」に変更。配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護等のための取組を、総合的、体系的に実施するための基本的な計画を定めています。

#### 「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」: 第4章-10%2

南海トラフ地震の揺れや津波による被害から、高知県民の生命、身体(心を含む。)及び財産を守るために、平成20(2008)年4月に施行。その後、東日本大震災の教訓やそれに基づく新たな南海トラフ地震の想定を受けて、発生頻度の高い一定程度の規模の地震及び津波から発生頻度の極めて低い最大クラスの規模の地震及び津波までを視野に入れ、幅を持った対策を実施するという本県の南海トラフ地震対策の方針を踏まえ、「高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例」として、平成26(2014)年3月に名称及び内容の一部改定を行いました。

#### 「高知県犯罪被害者等支援相談窓口」: 第4章-8※3

県庁内に設置された相談窓口です。専任の相談員が電話や面接により相談を受け、必要な支援を 途切れることなく提供できるよう、関係機関と連携し調整します。

#### 「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」: 第4章-5※9

平成9 (1997) 年3月25日公布・同年4月1日施行・平成11 (1999) 年12月27日改正・平成12 (2000) 年4月1日施行。この条例の目的については、同条例第1条に、「この条例は、ひとにやさしいまちづくりについて、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本方針を定めることにより、障害者、高齢者等が安全かつ快適に利用することができる施設等の整備その他のひとにやさしいまちづくりのために必要な施策を推進し、もってすべての県民が安全かつ快適に暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。」と記されています。

#### 「高知県立人権啓発センター」: 第2章 ※F

昭和58(1983)年に開設されました。ホールや視聴覚室の貸出や、人権関係の図書・視聴覚教材の貸出・閲覧を行っています。

#### 「高知県立ふくし交流プラザ」: 第4章-4※8

明るく豊かで活力のある長寿・福祉社会づくりを推進するための総合施設で、全階に視覚障害者誘導システムや障害者用トイレを設けるなど、障害のある人や高齢者に配慮した様々な工夫がされている施設です。

#### 「こうち男女共同参画センター『ソーレ』」: 第4章-2※12

男女が共に女性問題について認識を深め、その解決に向けた様々な活動を支援する総合的な機能を有する拠点施設です。平成11(1999)年に「こうち女性総合センター『ソーレ』」として開館し、平成16(2004)年に現在の名称に変更しています。

#### 「こうち男女共同参画プラン」: 第4章-2※8

平成 13 (2001) 年策定・平成 16 (2004) 年第 1 次改定・平成 23 (2011) 年 3 月第 2 次改定・平成 28 (2016) 年 3 月第 3 次改定・令和 3 (2021) 年 3 月第 4 次改定。

## 「こうち被害者支援センター」: 第4章-8※6

犯罪や交通事故の被害に遭った方やその家族の方の精神的なケアや悩みの解決などを支援しています。平成19 (2007) 年4月に被害者支援の拠点として設立され、同年7月に高知県よりNP0法人に認証されています。なお、平成24 (2012) 年に高知県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」に指定され、平成26 (2014) 年には、高知県より認定NP0法人(寄附金税額控除対象法人)に認定されています。

#### 「高齢社会対策基本法」: 第4章-4※2

平成7 (1995) 年 11 月公布・同年 12 月施行。この法律では、高齢者が様々な社会活動に参加する機会を確保するとともに、社会を構成する重要な一員として尊重され、健やかで充実した生活を営むことができる社会の構築が必要であることが基本理念として謳われています。

#### 「高齢社会対策大綱」: 第4章-4※3

政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として定められるものです。平成8 (1996) 年7月に閣議決定されて以降、経済社会情勢の変化等を踏まえ、平成13 (2001) 年、平成24 (2012) 年、平成30 (2018) 年に見直しが行われています。平成30 (2018) 年1月に閣議決定された新たな「高齢社会対策大綱」では、「高齢者」の捉え方の意識改革、老後の安心を確保するための社会保障制度の確立、高齢者の意欲と能力の活用、地域力の強化と安定的な地域社会の実現、安全・安心な生活環境の実現、若年期から「人生90年時代」への備えと世代循環の実現の6つの基本的考え方を踏まえ、分野別の基本的施策に関する中期にわたる指針が示されています。

#### 「高齢者問題国際行動計画」: 第4章-4※1

昭和57(1982)年、国連採択。この計画は、高齢者の問題を単なる保護やケアの提供という問題から、社会への関与と参加の問題に視点を移し、そのような視点からの政策の推進を求めたものです。

#### 「合理的配慮」: 第4章-5※7

行政機関等及び事業者が、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものをいいます。

令和3 (2021) 年に障害者差別解消法が改正され、令和6 (2024) 年4月から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されます。

### 「国連で採択された主な人権関係諸条約等」: 第1章※1

昭和40(1965) 年 あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約) 昭和41(1966) 年 国際人権規約 (社会権規約:経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規

#### 参考資料:用語説明(50音順)

約)(自由権規約:市民的及び政治的権利に関する国際規約)

昭和54(1979)年 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)

平成元(1989) 年 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)

平成18(2006)年 障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)

#### 「固定的な性別役割分担意識」: 第4章-2※10

個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」 「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、性別を理由として役割を分ける考え方。

#### 「こども家庭庁」: 第4章-3※8

令和5 (2023) 年4月に発足。いじめを政府全体の問題として捉え直し、こども家庭庁、文部科学省など関係府省の連携の下、こども家庭庁が学校外からのアプローチによるいじめ防止対策に取り組むことで、学校におけるアプローチ等と相まって、いじめの長期化・重大化防止、重大事態の対処の適切化を推進しています。

#### 「こども基本法」: 第4章-3※9

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和 4 (2022) 年 6 月に成立し、令和 5 (2023) 年 4 月に施行されました。日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

#### 「個別施策層」: 第4章-6※4

感染の可能性が疫学的に懸念されながらも、感染に関する正しい知識の入手が困難であったり、偏見や差別が存在している社会的背景等から適切な保健医療サービスを受けていないと考えられるために施策の実施において特別な配慮を必要とする人々をいいます。

# 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法) : 第4章-2※3

昭和60 (1985) 年公布。この法律の前身は、昭和47 (1972) 年の「勤労婦人福祉法」です。この法律では、職場における採用・配置・昇進などの人事上、男女の差別を行ってはいけないと定めています。その後も改正が繰り返され、平成19 (2007) 年4月1日に施行された「改正男女雇用機会均等法」では、男女双方に対する差別を禁止することを規定し、平成29 (2017) 年1月1日施行の改正では、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務が加わりました。

#### 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」: 第4章-2※6

令和4(2022)年5月制定、令和6(2024)年4月1日施行。女性をめぐる課題が生活困窮や性暴力・性犯罪被害、家庭関係の破綻など複雑化、多様化していることを受けて制定された新法。国及び

#### 参考資料:用語説明(50音順)

地方公共団体の責務や、女性相談支援センター(旧婦人相談所)の役割などが定められています。これに伴い、売春防止法の一部(第三章補導処分、第四章保護更生)が廃止されることとなりました。この法律の施行により、県では、令和6(2024)年3月に「高知県困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援計画」を策定しています。

#### 「こどもまんなか児童福祉週間」: 第4章-3※18

期間は5月5日から5月11日まで。日本の児童福祉の理念の周知を図るとともに、国民の児童に対する認識を深めるための週間として、厚生省(現厚生労働省)が昭和22(1947)年から実施しており、こどもの日(5月5日)を初日とした1週間となっています。なお、期間中は児童福祉にちなんだ行事が行われるほか、一部の子ども向け施設で子どもの入場料について無料、又は割引料金を適用するなどのイベントも実施されています。

# 【サ行】

#### 「ジェンダー gender」: 第1章 ※C

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついての生物学的性別があります。 一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」といいます。

# 「ジェンダーアイデンティティ」: 第4章-11※2

自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいいます。

# 「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」(リベンジポルノ防止法)

#### :第4章-9※3

個人の性的名誉や性的プライバシーを保護することを目的に制定されました。プライベートな性 的画像を、その撮影対象者の同意なく公表する行為について、罰則を設け禁止しています。

#### 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」: 第1章※B

人間、地球及び繁栄のための行動計画であり、「人権、人の尊厳、法の支配、正義、平等及び差別のないことに対して普遍的な尊重がなされる世界」を目指すべき世界像の一つとしています。

また、国際社会は、世界人権宣言や人権に関する国際文書、国際法の重要性を確認し、全ての人の人権と基本的な自由の尊重、保護及び促進責任を有することを強調しています。

# 「持続可能な開発目標SDGs([エス・ディー・ジーズ] Sustainable Development Goals )」

#### :第1章※5

平成 27 (2015) 年 9 月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されている、2016 年から 2030 年までの 17 のゴールと 169 のターゲットで構成された世界共通の目標です。17 のゴールには、「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」や「ジェンダー平

等を達成し、あらゆる女性及び女児のエンパワーメントを行う」などがあります。

#### 「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法): 第4章-3※3

平成12 (2000) 年11 月施行・平成16 (2004) 年10 月改正・平成20 (2008) 年4 月改正・平成29 (2017) 年4 月改正。この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことに鑑み、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、児童の権利利益の擁護に資することを目的として定められています。

## 「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約):第4章-3※2

平成元 (1989) 年 11 月、国連採択・平成 6 (1994) 年 4 月、日本批准。この条約は、18 歳未満の全ての人の保護と基本的人権を国際的に保障、推進するため、国連総会で採択されました。

特徴は、子どもを単なる保護の対象としてではなく、独自の考えや主体的な能力を持つ「大人と対等な一人の人間」としてとらえ、発達段階に応じてその権利を使いながら社会に参加していく存在であると考えていることです。

なお、この条約では、子どもが自分のことについて自由に意見を述べ、自分を自由に表現し、自由に集いを持つことが認められるべきであり、そのために、子どもも他の人のことをよく考え、道徳を守っていく必要があること、また、私生活・家庭・住居・通信に対して、不法に干渉されないことや、暴力や虐待といった不当な扱いから守られるべきことなどが定められています。また、「「児童の権利に関する条約」について」文部事務次官(平成6(1994)年5月20日)では、「本条約の発効により、教育関係について特に法令等の改正の必要はないところではありますが、もとより、児童の人権に十分配慮し、一人一人を大切にした教育が行われなければならないことは極めて重要なことであり、本条約の発効を契機として、さらに一層、教育の充実が図られていくことが肝要であります。このことについては、初等中等教育関係者のみならず、広く周知し、理解いただくことが大切であります。」と、周知しています。

#### 「児童の権利に関する宣言」(子どもの権利宣言):第4章-3※1

昭和34 (1959) 年11月、国連採択。国際的な子どもの人権保障宣言。前文で「人類は児童に対し、最善のものを与える義務を負っている」との基本的な課題を提示し、世界人権宣言(昭和23(1948)年)やジュネーブ児童権利宣言(大正13(1924)年)を受け継ぎ、これを発展・定着させる見地を表明しています。

#### 「社会的障壁」: 第4章-5※1

障害がある人にとって、日常生活又は社会生活を営むうえで障壁となるような社会における事物、 制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

## 「社会を明るくする運動」: 第4章-12※1

この運動は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。昭和 26 (1951) 年に法務府(現法務省)は、「社会を明るくする運動」と名付けて取り組むことにしました。なお、第 60 回(平成 22 (2010) 年)からは、新名称「"社会を明るくする運動" ~犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ~」が定められています。

県では、国の計画を踏まえ、県の実情を考慮し、基本的な方向性や県の施策等を定めた「地方再犯防止推進計画」を策定し、刑を終えて出所した人が社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、再犯の防止等に関する取組を推進することとしています。

## 「障害者基本計画」: 第4章-5%6

「障害者基本法」に基づき策定が義務づけされているもので、「障害者対策に関する新長期計画」 (平成5 (1993)年度~平成14(2002)年度)が第1次障害者基本計画となり、第2次(平成15(2003)年度~平成24(2012)年度)、第3次(平成25(2013)年度~平成29(2017)年度)、第4次(平成30(2018)年度からの5年間)と策定されています。

# 「障害者基本法」: 第4章-5※4

平成5 (1993) 年12月公布・施行。昭和45 (1970) 年に制定された「心身障害者対策基本法」が改正されたもので、特徴は、(1) 従来からの対象だった身体障害者(内部障害者を含む)と知的障害者に精神障害者が加えられたこと。(2) 法の基本理念と目的が、「障害者があらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる」ものとし、「障害者の自立と社会経済活動への参加の促進」と位置づけられたこと。(3) 国に「障害者基本計画」の策定を義務づけ、毎年その進行や成果を国会に報告することとしたことなどである。なお、その後、平成16 (2004) 年6月、平成23 (2011) 年8月、平成25 (2013) 年6月に改正されています。

#### 「障害者週間」:第4章-5※13

期間は12月3日から12月9日まで。昭和57 (1982) 年に「障害者に関する世界行動計画」が国連総会で採択された12月3日が「国際障害者デー」、昭和50 (1975) 年に「障害者の権利宣言」が国連総会で採択された12月9日を「障害者の日」としていたことから、平成16 (2004) 年の「障害者基本法」の改正により、従来の「障害者の日」に代わるものとして、この週間が設定されました。なお、県はこの「障害者週間」の期間中に県民の集いを開催し、各種イベント等を通じて障害のある人とない人の交流を深め、ノーマライゼーションの理念の普及啓発を図る取組として、「障害者週間の集い」を毎年、実施しています。

#### 「障害者就業・生活支援センター」: 第4章-5※15

障害のある人が就労し、経済的に自立していくため、身近な地域で就職面の支援と生活面の支援を 一体的に行う機関です。

## 「障害者職業センター」: 第4章-5※14

障害のある人や障害のある人を雇用する事業主などに対して、公共職業安定所(ハローワーク)と 連携をとりながら、就職のための相談から就職後の職業適応指導までの一連の業務を行います。

#### 「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約): 第4章-5※3

平成 18 (2006) 年 12 月、国連採択。平成 26 (2014) 年 1 月、日本批准。この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として定められています。

#### 「障害者の権利に関する宣言」: 第4章-5※2

昭和50(1975)年12月、国連採択。同決議には、「障害者は、その人間としての尊厳が尊重される生まれながらの権利を有している。障害者は、その障害の原因、特質及び程度にかかわらず、同年齢の市民と同等の基本的権利を有する。…」と記されています。

#### 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法):第1章※10

平成25 (2013) 年6月公布・平成28 (2016) 年4月施行。改正法:令和3 (2021) 年6月公布・令和6 (2024) 年4月施行。この法律は、平成23 (2011) 年に改正された「障害者基本法」第4条に基本原則として規定された「差別の禁止」に関するより具体的な規定を示し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めることにより、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として定められています。

なお、この法律では、政府は、差別解消の推進に関する基本方針を策定すること、国・地方公共団体等は、当該機関における取組に関する要領を策定すること(地方の策定は努力義務)、事業者は、事業分野別の指針(ガイドライン)を策定することなどが示されています。

#### 「女子差別撤廃条約」: 第4章-2※1

正式名称は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」。昭和54(1979)年12月18日、国連採択。昭和60(1985)年6月25日、日本批准。この条約は、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定しています。

#### 「女性相談支援センター」: 第4章-2※11

女性の抱える様々な問題について相談に応じる県の相談機関です。電話や来所での相談を受け、問題解決に当たっては、被害者自らが選択・決定するために無料法律相談や福祉制度などの必要な情報の提供や助言を行います。また、DV 被害者など、危険性の高いケースでは、必要に応じて一時的な保護を行い、自立に向けた様々な支援も行っており、「配偶者暴力相談支援センター」としての機能も持っています。

#### 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法):第4章-2※4

平成27 (2015) 年9月公布。それまで女性の活躍推進に向けた取組は各事業主の自主性に委ねられていましたが、この法律により、国、地方公共団体、常時雇用する労働者の数が301人以上の事業主に対して、女性の活躍状況の把握・課題分析、数値目標を掲げた行動計画の策定、女性の活躍状況の公表等を義務づけました。令和元(2019)年5月の改正で、労働者が101人以上の事業者に対象が拡大され、令和4(2022)年度から全面施行されています。さらに、令和4(2022)年7月8日の改正で、労働者301人以上の事業者は、「男女の賃金の差異」の公表が義務づけられました。

#### 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」: 第1章※8

平成12 (2000) 年12 月公布・施行。この法律では、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)と定義しています

また、国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育 及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならないこと、さらに、政府は毎年、国会に、 政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならないことを 定めています。

#### 「人権教育・啓発に関する基本計画」: 第1章※9

平成14(2002)年3月、閣議決定・平成23(2011)年4月一部変更、閣議決定。この基本計画では、人権教育・啓発についての基本的な在り方や推進方策などについて定めています。

なお、各人権課題に対する取組としては、「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「同和問題」「アイヌの人々」「外国人」「HIV感染者・ハンセン病患者等」「刑を終えて出所した人」「犯罪被害者等」「インターネットによる人権侵害」「北朝鮮当局による拉致問題等」をあげています。

#### 「人権教育のための国連 10年」: 第1章※2

期間 平成7 (1995) 年~平成16 (2004) 年。国連をはじめとした国際社会はもとより、国際地域社会、各国、さらには各地方レベルにおいて創意工夫を凝らした人権教育に取り組むことによって世界中に人権文化を構築し、全ての人々の人権が尊重される平和な世界を創造していくことを目的としています。

この国連の行動計画では、「人権教育」とは、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義されています。

#### 「人権教育のための国連 10年」高知県行動計画 :第1章※18

平成10 (1998) 年7月策定。この県行動計画の内容は、具体的な行動計画として、身近な課題への対応と人権に関わりの深い職業に従事する職員への人権教育について明記しています。

身近な課題としては、「同和問題」「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「HIV感染者等」「外国人」の7つをあげ、各課題について、「現状と課題」「人権尊重の取り組みや人権侵害」「今後の取り組み」について整理し、「今後の取り組み」では、「県の取り組み」「企業等に期待する取り組み」「県民に期待する取り組み」の具体を明記しています。

なお、この行動計画は、平成12 (2000) 年3月に策定した「高知県人権施策基本方針」に変更しています。

#### 「人権教育のための国連 10年」に関する国内行動計画 : 第1章 ※7

平成7 (1995) 年 12 月人権教育のための国連 10 年推進本部設置(本部長: 内閣総理大臣)。 平成9 (1997) 年 7 月 4 日 「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画を公表。この行動計画では、学校教育や社会教育をはじめ、企業や特定の職業に従事する者に対する人権教育を強化するとともに、「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「同和問題」「アイヌの人々」「外国人」「HIV感染者等」「刑を終えて出所した人」などを重要課題としています。

#### 「人権教育のための世界計画」: 第1章※3

- <第1フェーズ行動計画 平成17 (2005)年~平成21 (2009)年>
- <第2フェーズ行動計画 平成22 (2010)年~平成26 (2014)年>
- <第3フェーズ行動計画 平成27 (2015)年~平成31 (2019)年>
- <第4フェーズ行動計画 令和2(2020)年~令和6(2024)年>

人権教育プログラムの実施を促進するため、第1・第2・第3・第4と連続したフェーズからなる「行動計画」を示しています。なお、目的は以下のとおりとしています。

- (a) 人権文化の発展を促進すること。
- (b)国際文書に基づいた人権教育のための基本原則及び方法論への共通理解、並びに国家政策に おける人権教育の融合を促進すること。
- (c) 国内、地域及び国際レベルにおける人権教育への関心を確保すること。
- (d) あらゆる関係主体による行動のための共通の集合的枠組を提供すること。
- (e) あらゆるレベルにおいてパートナーシップと協力を強化する。
- (f)人権教育計画及びその他の人権を促進する教育計画を調査、評価及び支援し、成功事例を強調し、それを継続又は拡大するインセンティブを提供し、新たな事例を発展させること。
- (g)「人権教育及び研修に関する国連宣言」の実施を促進すること。また、第3フェーズ行動計画では、「人権教育」とは、人権という普遍的文化を構築するために行うあらゆる学習、教育、研修及び情報に関する取組と定義されています。

#### 「人権週間」: 第2章※7

期間は12月4日から10日まで。国連で世界人権宣言が採択された12月10日(世界人権デー)を最終日とする1週間を期間と定め、関係機関や団体等と協力し、広く国民に人権意識の高揚を呼びかけています。

なお、県はこの「人権週間」の期間中に、広く県民の方々が参加できる「人権啓発フェスティバル」 を毎年、開催しています。

#### 「人権宣言に関する決議」: 第1章※16

平成7 (1995) 年3月15日 (高知県議会)。その内容は下記のとおりです。

1948年12月に採択された世界人権宣言には「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたわれている。

基本的人権に係るこの理念は、人類普遍の原理としていささかも軽視されることがあってはならない。 しかしながら、我が国をはじめ世界的に様々な人権問題が現実に存在する。

新しい世紀の到来を目前にした今日、我々は、これらの人権問題解決のため、すべての人々がそれぞれひとりの人間として人を大切にし、大切にされる人権尊重の地域社会の実現をめざして、決意を新たにし、さらなる努力を期するものである。

以上、決議する。

## 「人権に関する県民意識調査」: 第4章-1※4

令和4 (2022) 年の7月から8月に高知県子ども・福祉政策部人権・男女共同参画課が実施した意 識調査です。高知県内在住の18歳以上の県民(選挙人名簿登録者)3,000人を対象とし、1,333票の 有効回答を得ました。調査方法は、無記名による郵送法で行っています。

なお、この意識調査の結果については、人権・男女共同参画課のホームページに掲載しています。

#### 「人権文化」: 第1章 ※A

「人権という普遍的な文化」と同義です。「人権教育のための国連 10 年」では、その基本理念として「人権という普遍的な文化」を掲げ、その意味することは、人権についてお互いが理解し、尊重し合う暮らしのなかの一つの文化(人権文化)として、当たり前になっている社会の在り方をいいます。

#### 「人権擁護委員」: 第3章※1

人権擁護委員は、「人権擁護委員法」(昭和24(1949)年5月制定・令和4(2022)年6月最終改正)に基づいて各市町村に置かれ、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、もし、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命とする公職です。委員については、市町村の推薦により法務大臣が委嘱します。

なお、人権擁護委員は、法務大臣が定める各都道府県の区域ごとに「人権擁護委員協議会」を組織 し、人権擁護委員の職に関する連絡・調整や資料及び情報収集、研究などを行います。

# 「人権擁護委員連合会」: 第3章※2

「人権擁護委員法」第16条第2項により、人権擁護委員協議会(以下、協議会)が都道府県ごとに組織するものです。この連合会は、協議会の任務に関する連絡及び調整などを行います。なお、各都道府県の連合会は、「全国人権擁護委員連合会」を組織しています。

#### 「人権擁護施策推進法」: 第1章※6

平成8 (1996) 年12月公布・平成9 (1997) 年3月施行。この法律では、目的について第1条で「この法律は、人権の尊重の緊急性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もって人権の擁護に資することを目的とする。」と示しています。なお、この法律は時限法であり、平成14 (2002) 年3月25日をもって失効しています。

#### 「新・放課後子ども総合プラン」: 第4章-3※4

平成 26 (2014) 年7月に次世代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭が直面する「小1の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと「放課後子ども総合プラン」が策定されました。さらに当該プランの進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向を踏まえ、平成30 (2018) 年に「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。

# 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(青少年インターネット環境整備法):第4章-9※2

青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずるとともに、青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及などにより青少年が有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置を講ずることにより、青少年のインターネット利用における権利の擁護を目的に平成21 (2009) 年に施行されました。さらに、青少年をめぐるインターネット環境が大きく変化していることを受け、平成29 (2017) 年には、インターネット事業者等に、スマートフォンをはじめとする携帯電話端末等の契約者または使用者が青少年であるかどうかを確認し、契約者が青少年である場合は当該青少年に、使用者が青少年であり、かつ契約者がその青少年の保護者である場合は当該保護者に対して、青少年有害情報の閲覧の可能性があること、また、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用の必要性等を説明する義務を課すこととしました。

# 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」

#### :第1章※15

令和5 (2023) 年6月公布、施行。性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進施策の推進に向けて、基本理念を定め、国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、政府の基本計画の策定などにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としています。

#### 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」: 第4章-11※1

平成 15 (2003) 年 7 月公布。生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的には他の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについて必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の診断が一致している者を「性同一性障害者」とし、そのうち、二十歳以上であること、現に婚姻をしていないこと、現に子がいない等の用件を満たす者について、家庭裁判所がその者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができることとされました。

審判を受けた者は、民法その他の法令の規定の適用については、他の性別に変わったものとみなすとともに、その効果は審判前に生じた身分関係、権利義務に影響を及ぼすことがないものとしています。また、審判を受けた者は、新戸籍を編製することを基本とし、戸籍の続柄の記載の変更手続きを行うこととしています。

#### 「成年後見制度」: 第4章-4※11

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをすることが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であっても、よく判断できずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度です。

#### 「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」: 第4章-8※4

全都道府県で設置している医療的支援、法的支援、心理的支援などを可能な限り一カ所で提供する地域における被害者支援の中核的な機関。県内では、「性暴力被害者サポートセンターこうち」で支援を行っています。

# 「世界エイズデー」: 第4章-6※2

WHO (世界保健機構) は、昭和63 (1988) 年に世界的レベルでのエイズまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、12月1日を「世界エイズデー」と定め、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱しています。なお、平成8 (1996) 年より、WHO に代わってUNAIDS (国連合同エイズプログラム) が提唱者となっています。

# 「セクシュアル・ハラスメント」: 第2章※5

一般的には性的な嫌がらせなどをいい、職場においては、労働者の意に反する「性的な言動」に起因するもので、「対価型」と「環境型」があります。「対価型」とは、労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応により、その労働者が解雇、降格、減給などの不利益を受けることです。「環境型」とは、労働者の意に反する性的な言動により労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じるなど、その労働者が就業するうえで看過できない程度の支障が生じることです。

# 【タ行】

「第2期高知県子ども・子育て支援事業支援計画及び高知県次世代育成支援行動計画(改定版)〜高知家の少子化対策総合プラン(後期計画)〜」: 第4章-3※11

「次世代育成支援対策推進法」(平成 15 (2003) 年制定) に基づき、平成 17 (2005) 年、「こうちこどもプラン (前期計画)」策定・平成 22 (2010) 年、「こうちこどもプラン (後期計画)」・平成 27 (2015) 年、「高知家の少子化対策総合プラン (前期計画)」策定。令和 2 (2020) 年に計画の改定に伴い、多くの取組が関連する「子ども・子育て支援事業支援計画」と一体とした「高知家の少子化対策総合プラン (後期計画)」を策定し、誰もが希望する時期に安心して結婚、妊娠・出産、子育てすることができる環境を整える総合的な施策を推進しています。

## 「男女共同参画社会基本法」: 第4章-2※2

平成11 (1999) 年6月23日公布・施行。男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定されています。

#### 「男女共同参画月間」: 第4章-2※14

平成16年4月1日に施行された「高知県男女共同参画社会づくり条例」で、毎年6月を推進月間と定め、県民や事業者に男女共同参画への関心を高めていただくために、様々な取組を実施しています。

#### 「地域包括支援センター」: 第4章-4※10

地域住民の心身の健康の保持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のための援助や支援を 包括的に担う地域の中核機関です。運営は、市町村または市町村から委託された法人が行います。

#### 「同和対策事業特別措置法」: 第4章-1※2

同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化など、必要な措置を総合的に実施することを目的として、昭和44(1969)年に制定された10年間の限時法(後に、法期限を3年間延長)。国は、33年間で本法も含めて3度にわたり特別措置法を制定しています。

#### 「同和対策審議会答申」: 第4章-1※1

昭和 40 (1965) 年答申。同和対策審議会が、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について諮問を受け、約4年をかけて審議を行ってまとめたものです。なお、この答申は、戦後の同和行政の大きな指針となっています。

# 「同和地区」:第4章-1※3

同和問題は、日本固有の問題であり、その早期解消を図るため、昭和44(1969)年に公布・施行された「同和対策事業特別措置法」から始まって、昭和62(1987)年に施行された「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が平成14(2002)年3月に失効するまでの間、法律で一定の地域が「対象地域」と指定され、環境改善や同和教育・啓発などの取組が進められてきました。「同和地区」とは、過去にこれらの法律で指定されていた地域を指します。

# 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法)」: 第4章-9※1

インターネットでのウェブページや電子掲示板などの不特定のものに受信される情報の流通によって権利の侵害にあった場合について、プロバイダ及びサーバの管理・運営者等の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利について定めています。

#### 「ドメスティック・バイオレンス: DV (Domestic Violence)」: 第2章※3

一般的には「夫婦や恋人など親密な関係にある男女間における暴力」という意味で使われます。暴力の種類には、身体的暴力、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力などがあり、最近では若者間での「デート DV」が問題となっています。なお、D V については、女性だけでなく、男性が被害者になるケースもあります。

# 【ナ行】

#### 「認知症サポーター」: 第4章-4※9

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、認知症の人や家族を見守り支える応援者のこと。自治体(市町村・都道府県)または企業・職域団体(従業員を対象とする)が実施する「認知症サポーター養成講座」(90分)を受講すれば、だれでも認知症サポーターになることができます。

#### 「ノーマライゼーション」: 第4章-5※5

障害のある人を特別視するのではなく、社会のなかで普通の生活が送れるように条件を整えるべきであり、障害のある人もない人も共に生活し、活動できる社会こそ当然の社会であるとする考え方です。

# 【ハ行】

#### 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法):第4章-2※5

平成13 (2001) 年4月公布・同年10月施行。平成16 (2004) 年改正。平成19 (2007) 年改正。 平成25 (2013) 年改正(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に名称変更)。 令和5 (2023) 年改正。配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な 攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。) 又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼ す言動(以下「身体に対する暴力等」という。) をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた 後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から 引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。

なお、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含み、男性、女性の別を問いません。さらに、離婚後(事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。)も引き続き暴力を受ける場合を含みます。

#### 「発達障害」: 第4章-5※10

「発達障害者支援法」(平成 16 (2004) 年 12 月公布・平成 17 (2005) 年 4 月施行)には、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

#### 「8050問題」: 第2章※9

80代の親が50代のひきこもりの子どもを抱える世帯のこと。

#### 「バリアフリー」: 第4章-4※5

主に高齢者や障害のある人が、生活する上で、支障となる物理的・精神的な障壁(バリア)を取り除くための取組や障壁を取り除いた状態のことをいいます。

#### 「パワー・ハラスメント」: 第2章※4

同じ職場で働く者等に対して、職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場等の環境を悪化させる行為をいいます。なお、上司から部下に行われるものだけではなく、先輩・後輩間や同僚間など、様々な優位性を背景に行われるものも含まれます。

#### 「犯罪被害者週間」: 第4章-8※7

期間は11月25日から12月1日まで。「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の1週間が、「犯罪被害者週間」と定められています。期間中は、犯罪被害者等がおかれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、人々の理解を深めるための啓発事業等が実施されています。

## 「犯罪被害者等基本計画」: 第4章-8※2

平成17 (2005) 年閣議決定。(令和3 (2021) 年に「第4次計画」策定。計画期間は令和3 (2021) 年度から令和7 (2025) 年度末まで)「4つの基本方針」(①尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること ②個々の事情に応じて適切に行われること ③途切れることなく行われること ④国民の総意を形成しながら展開されること)の下、具体的な施策が推進されています。

#### 「犯罪被害者等給付金支給法」: 第4章-8※1

昭和55 (1980) 年公布・昭和56 (1981) 年施行。平成13 (2001) 年の改正により、名称が「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」に、平成20 (2008) 年の改正で、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に変更されました。

#### 「犯罪被害者ホットライン」: 第4章-8※5

犯罪の被害に遭われた方の心の悩み等に関する相談窓口です。

#### 「PDCAサイクル」: 第1章※21

Plan (計画) → Do (実行) → Check (検証) → Action (改善) の4段階を順に繰り返すことによって、継続的に業務を改善する手法のことです。

# 「ビジネスと人権に関する行動計画 (2020~2025)」: 第1章※14

政府や企業等の「ビジネスと人権」の理解促進と意識向上や、企業の国内外のサプライチェーン (原料調達先、製造・物流会社、販売会社)における人権デューディリジェンス(取引先の人権侵害を 把握して対処)の導入などが示されています。

#### 「ビジネスと人権に関する指導原則」: 第1章※4

「国家の人権保護の義務」「企業の人権尊重の責任」「救済へのアクセス」の3本柱で構成されており、企業には「人権方針の策定」「人権デューディリジェンス(取引先の人権侵害を把握して対処)」「救済メカニズムの構築」を求めています。

## 「避難行動要支援者」: 第4章-10%3

要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者)のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者のことをいいます。

#### 「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法): 第1章※12

平成28 (2016) 年12 月公布・施行。この法律は、現在もなお、部落差別は存在するとともに、情報化の進展にともなって、部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的として、国と地方公共団体に相談体制の充実、必要な教育・啓発を行うよう、また、国に対して、部落差別の実態に係る調査を行うよう規定しています。

## 「部落差別をなくする運動」強調旬間:第4章-1※5

期間は7月10日から20日まで。同和問題の解決に向け、県民一人ひとりが取組を進めていく必要があることを広く県民にアピールするため、県が市町村などの協力を得て、この期間中に講演会やテレビ・ラジオなどによる啓発事業を実施しています。

# 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解 消法):第1章※11

平成28 (2016) 年6月公布、施行。この法律は、「国民は、本邦外出身者に対する差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない」を基本理念として、国と地方公共団体に、相談体制の整備、教育の充実、啓発活動の実施について必要な取組を行うよう規定しています。

# 【マ行】

#### 「マタニティ・ハラスメント」: 第4章-2※13

「職場」において行われる上司・同僚からの言動(妊娠・出産したこと、育児休業等の利用に関する言動)により、妊娠・出産した「女性労働者」や育児休業を申出・取得した「男女労働者」等の就業環境が害されること。

# 【ヤ行】

### 「ヤングケアラー」: 第2章※10

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

#### 「ユニバーサルデザイン」: 第4章-4※6

文化や言葉の違い、老若男女といった差異、障害や能力の違いを問わず、あらゆる人が利用できる施設・製品・情報の設計(デザイン)をいいます。バリアフリーが「障害者などが生活していく上で障壁となるものを取り除くこと」を指すのに対して、ユニバーサルデザインは、「もともと障壁がない環境デザイン」のことをいいます。

#### 「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」: 第4章-5※8

平成 29 (2017) 年 2 月ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議で決定。同行動計画において「心のバリアフリー」については、学習指導要領改訂を通じ、すべての子どもたちに「心のバリアフリー」の指導が実施されるよう取り組むほか、接遇を行う業界(交通、観光、流通、外食等)における全国共通の接遇マニュアルの策定・普及、全国で障害者等へのサポートを行い、人々が統一のマークを着用し、そのマインドを見える化する仕組みの創設などの施策を行うこととしました。また、地域の人権擁護委員をはじめとする法務省の人権擁護機関を「心のバリアフリー」の相談窓口として活用することや、人権擁護委員等の研修において「心のバリアフリー」に関する説明を行うこと等の取組が盛り込まれました。

#### 「要配慮者」: 第4章-10※1

「災害対策基本法」第8条第2項第15号において、「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と規定されています。

# 【ラ行】

#### 「隣保館」: 第5章※2

地域社会全体のなかで、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる地域に密着したコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業等を総合的に行うことを目的として、市町村が設置・運営している施設です。

# 「「令和の日本学校教育」の構築を目指して〜全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現〜」: 第4章-3※5

令和 3 (2021) 年に中央教育審議会により答申され、2020 年代を通じて実現を目指すべき学びを明確にすると共に、それを実現するための必要な観点を①主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う、②教員が子供の学びを最大限に引き出せるように教育に取り組む、③子供の学びや教員を支える環境の整備などをする、の 3 点とし、現代の学校教育環境が抱えるさまざまな課題を解決するために取組を推進しようとするものです。

#### 「レッドリボン運動」: 第4章-6※5

エイズへの理解のしるしとして胸に赤いリボンを付ける運動で、エイズで命を失った友人を追悼するため、ニューヨークの芸術家たちが胸に赤いリボンを付けたことに由来しています。

#### 「労働施策総合推進法」: 第2章※6

平成30(2018)年7月施行。正式名称は「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」。労働者が生きがいをもって働ける社会の実現を目的として成立した法律です。

参考資料:用語説明(50音順)

# 「老人週間」: 第4章-4※12

国民の祝日に関する法律が改正され、「敬老の日」が「9月15日」から「9月の第3月曜日」に改められたため、平成14(2002)年からは9月15日を「老人の日」とし、同日から9月21日までを「老人週間」としています。

# 【ワ行】

# 「ワークライフバランス」: 第4章-3※20

「仕事と生活の調和」のことであり、若者の自立、就職問題から、非正規労働者の処遇の問題、過 労死対策を含めた労働時間問題や年休取得促進、さらには、時間当たりの生産性の問題までが、その 内容として言及されています。